

3 年金の種類と請求手続

(1) 年金の種類

- ① 老齢厚生年金
- ② 障害厚生年金
- ③ 遺族厚生年金

(いずれも、同時に基礎年金の手続を行う場合あり)

➡受給の要件を満たす場合に請求手続を行う。

(2) 年金の受給要件

① 老齢厚生年金

◎ 公的年金制度への加入歴が原則10年以上あるとき、65歳から支給

※ 支給年齢の経過措置あり → 支給開始年齢表参照

◎ 年金を受給するためには、支給開始年齢に達した時に、請求書及び添付書類の提出が必要。

老齡厚生年金受給の事例

S34.5.5生まれ

- H1.4.1に県立高校教職員として採用、同時に組合員資格を取得
- 以降は継続して在籍、現在に至る
- R1.5.5が60歳の誕生日
- R2.3.31に定年退職(組合員期間=31年)



加入期間の条件はクリア。

R5.5.4に支給開始年齢(64歳)に達することで、年金の受給権が生じる。

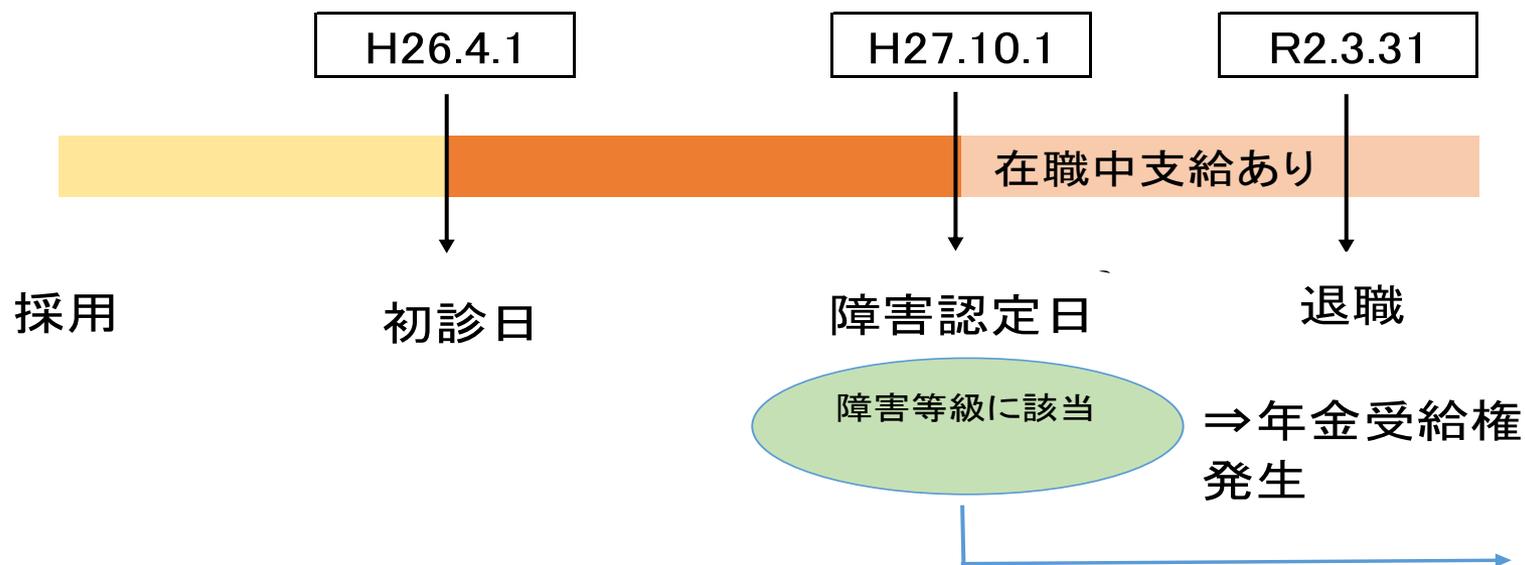
(2) 年金の受給要件

② 障害厚生年金

- ◎ 在職中に傷病の初診日があり
障害認定された場合に受給権発生
→ 在職中の支給あり
- ◎ 保険料納付要件を満たしていること

障害厚生年金を請求するには

- 障害状態にある ≠ 年金請求できる
- 障害認定日以降に障害等級の認定依頼を行う
 - ※ 1年6月到達以前に認定が可能な症例あり
- 等級決定後、年金の受給権が発生 → 請求



(2) 年金の受給要件

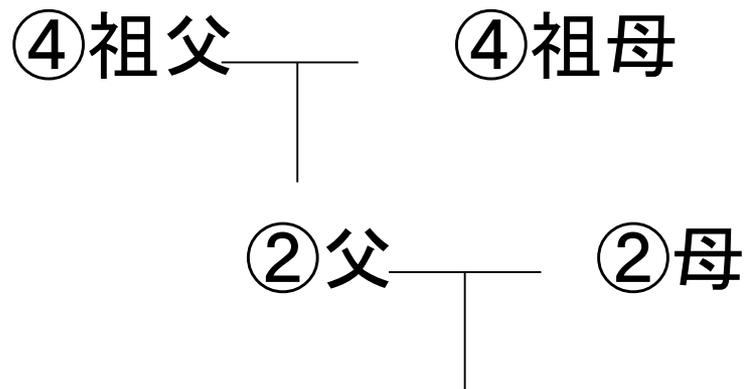
③ 遺族厚生年金

組合員または組合員であった者が死亡した場合、該当する遺族に対して支給

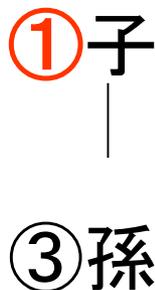
→ 共済組合へご連絡ください。

(すみやかに状況を把握する必要があるため)

遺族の範囲及び順位



組合員(であった者)
(死亡)



子及び孫は、18歳の年度末までの間にある者(または20歳の年度末までの障害のある者)で婚姻していない者

《遺族の条件》

組合員(であった者)の死亡時に組合員(であった者)に生計を維持されていたこと

①配偶者

夫・父母・祖父母は、55歳以上の者

(3) 基礎年金の種類

- ① 老齢基礎年金
- ② 障害基礎年金
- ③ 遺族基礎年金

それぞれ、受給要件を満たした場合に、日本年金機構から支給されます。

4 年金の見込額、年金支給日

(1) 年金の見込額

① ねんきん定期便

毎年、誕生月の下旬頃に自宅へ送付。

② 地共済年金情報Webサイト

公立学校共済組合本部のホームページを参照。(利用者登録が必要)

※ ① ② とも、老齢厚生年金・老齢基礎年金の見込額。

(2) 年金支給日

- ・ 偶数月（4月・6月・・・2月）の15日に
それぞれ前2箇月分を支給
（金融機関が休日の場合、直前の営業日）

例：4月・5月分は6月15日支給が支給日

なお、初回の支給は、決定手続に時間を要するため、
定期支給日より遅れる。

再任用の年金支給

- 再任用フルタイム＝組合員
→在職中の年金は、支給停止になることが多い。加入期間が増えた分は、退職後に支給される年金額に反映される。
- 再任用(短時間)＝非組合員
→年金支給。但し年金制度に加入することで減額の場合あり。

このほか、雇用保険の失業給付受給も、年金支給停止の要因になる。

退職予定者説明会

退職時の手続(組合員証・年金等)について
退職予定者へ説明

- ・対象者: 年度末に退職を予定している、
年齢50歳以上(令和2年3月31日現在)
の組合員
- ・時期: 12月下旬～1月中旬に開催予定
※11月に所属あてに開催通知を発送予定

5 「3歳未満養育特例」の事務手続

(1) 概要

3歳未満の子を養育する組合員が共済組合に申出をした場合、子が3歳になるまでの間に、育児短時間勤務や部分休業等により、基準月(注)の標準報酬月額を下回った場合でも、将来受け取る年金額は、下回る前(基準月)の標準報酬月額で算定する制度。

※ 基準月:「子を養育することとなった日」の属する月の前月

(2) 対象者

3歳未満の子を養育(同居)している組合員

⇒組合員の性別、育児休業等の取得の有無、子の扶養の有無は問わない。

(3) 対象期間

始期

「養育の特例を開始した日」(注1)の属する月

終期

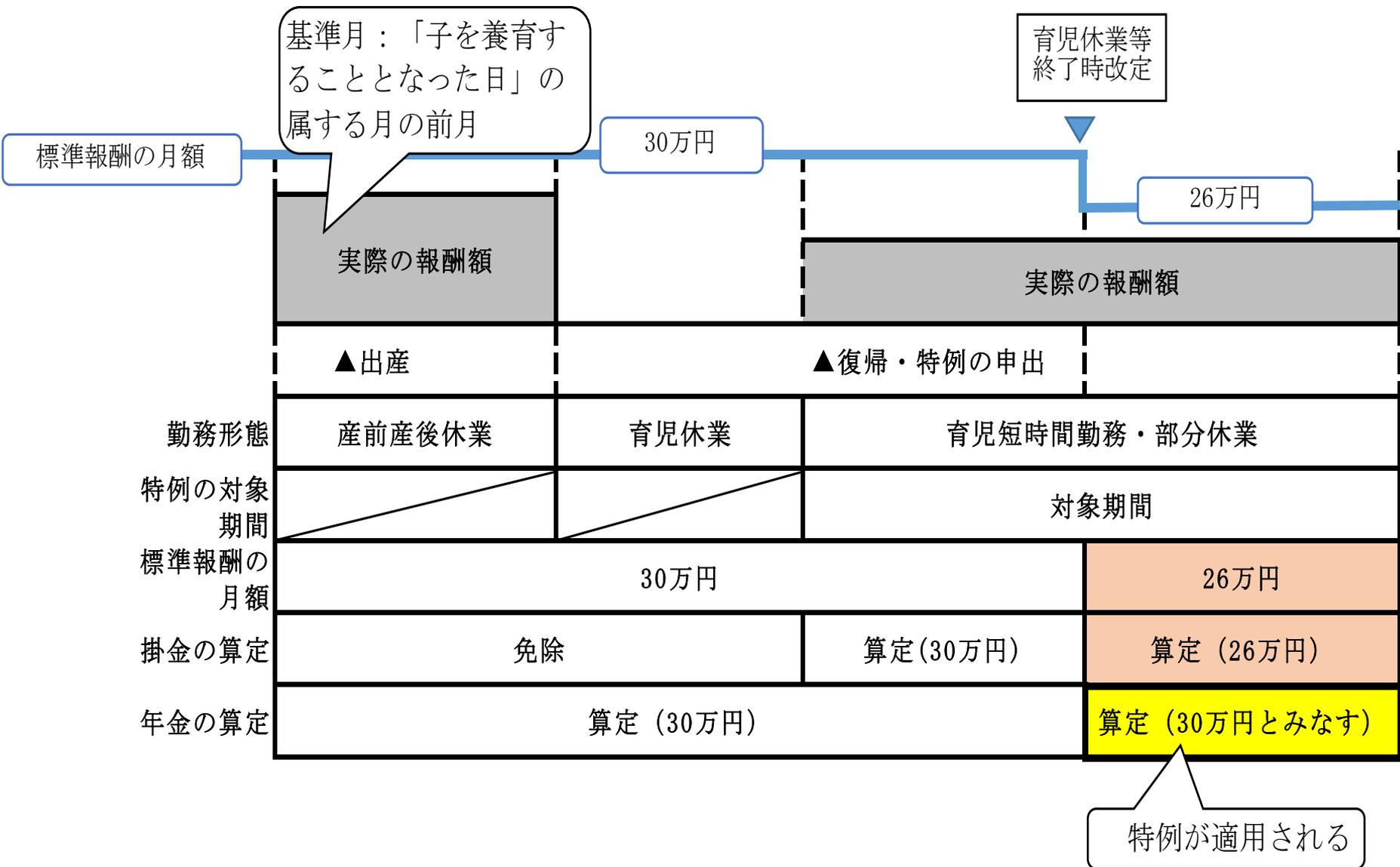
「養育しないこととなった日」(注2)の翌日の属する月の前月

(注1)「養育の特例を開始した日」:子が出生した日など

(注2)「養育しないこととなった日」:当該子が3歳に達したとき、
次の子の産前産後休業(掛金免除)の開始など

※ 産前産後休暇中や育児休業中は、掛金が免除されているため、特例の適用なし

◇ 特例のイメージ(育児休業終了後に特例が適用される場合)



「3歳未満養育特例」の通知、 届出用紙等は、

公立学校共済組合神奈川支部の

ホームページ ⇒ 手続きナビ

「組合員資格・年金の手続き」⇒

「3歳未満養育特例」に関する手続き

を参照してください。

ホームページのご案内

- **本部（公立学校共済組合）**

掲載内容 制度や組合員向け情報誌
バックナンバーなど

公立学校共済組合本部

検索 

- **支部（公立学校共済組合神奈川支部）**

掲載内容 支部からのお知らせや、
マニュアル、様式など

公立学校共済組合神奈川支部

検索 